

虐待防止のための指針

特定非営利活動法人 エルフィン
エルフィン

1.基本理念

本事業者は、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、関係法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2.虐待の定義

身体的虐待	暴力的行為などで、利用者の身体に外傷や痛みを与える。若しくは生じるおそれのある行為を加えること、または正当な理由なく身体を拘束すること。
介護・世話の放棄 放任	利用者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他利用者 に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	利用者の財産を不当に処分すること、又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3.虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 本事業は、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置することとする。
- (2) 虐待防止委員会は、定期的に又虐待発生都度開催しなければならない。
- (3) 委員会の協議事項は次のとおりとする。
 - ①虐待防止のための指針、マニュアル等の整備及び職員への周知に関すること。
 - ②職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ③虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること・
 - ④虐待が発生した場合に、その対処に関すること。
 - ⑤虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

4.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な処置を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹する内容とする。
- (2) 研修は年1回以上実施することとする。また、新規採用時に別途虐待防止のための研修を実施することとする。
- (3) 研修の実施内容については、実施要項、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5.虐待が発生した場合の対処方法に関する基本指針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに札幌市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の除何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、札幌市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6.虐待が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業者内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう務める。
- (4) 事業者内における利用者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し関係機関に説明を行う。

7.虐待に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情受付窓口で受付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応することとする。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告することとする。

8.利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても本指針をいつでも閲覧できるように、事業所に備え付けるようにする。

9.その他虐待防止の推進のための必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和6年 4月 1日から施行する。